

株式会社 Udzuki 組織規程

代表取締役 制定
平成30年 5月29日

(総則)

第1条 株式会社 Udzuki (以下、「本会社」という。)は業務を効率よく行うため、本会社に研究部、開発部、総務部を置く。

(代表取締役)

第2条 代表取締役は、研究部、開発部、総務部の業務を統括する。

(研究部)

第3条 本会社の研究業務を行う部門として、研究部を置く。

- 2 研究部は、主任研究員、研究員から構成する。
- 3 主任研究員は、博士の学位を持ち大学教授と同等の研究能力を有する者で、独立して新たな課題を立ち上げ、解決する能力を持つ者とする。
- 4 研究員は、博士の学位を持ち大学准教授、助教と同等の研究能力を有する者で、与えられた課題に独自の手法で取り組み、解決する能力を持つ者とする。
- 5 主任研究員及び研究員は、業務としてソフトウェア工学に関する研究に従事する。
- 6 主任研究員及び研究員の採用及び待遇については別に定める。

(開発部)

第4条 本会社の開発業務を行う部門として、開発部を置く。

- 2 開発部は、主任エンジニア、エンジニアから構成する。
- 3 主任エンジニアは、種々のコンピュータシステム及びソフトウェア開発の経験を持ち、開発全般に関して、指導助言を行う者とする。
- 4 エンジニアは、主任開発員を補助し、与えられた仕様に基づきコンピュータシステム及びソフトウェアの開発を行う者とする。
- 5 これらエンジニアの採用及び待遇については別に定める。

(総務部)

第5条 本会社の種々の事務業務を行う部門として、総務部を置く。

- 2 総務部に、総務課、経理課を置く。
- 3 総務部は、課長、事務員から構成する。
- 4 総務課長は、職員の出張手続き、購入した物品の検収など会社全体に関わる事務を行う者とする。
- 5 経理課長は、物品の発注、給与・謝金の支払いなど経理全般を行う者とする。
- 6 事務員は、課長を補助し、与えられた庶務を行う者とする。
- 7 これら職員の採用及び待遇については別に定める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、代表取締役が別に定める。

附則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。